

2021年11月12日

各位

会社名 株式会社 S H I F T
代表者名 代表取締役社長 丹下 大
(コード番号：3697 東証第一部)
問合せ先 執行役員兼 CFO 服部 太一
(TEL. 03-6809-1165)

**第16回定時株主総会「第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件」に関する
議決権行使助言会社 ISS 社の反対推奨に対する当社の見解について**

今般、2021年11月26日開催予定の第16回定時株主総会に付議する「第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件」(以下「本議案」)に関し、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc. (以下「ISS」)が候補者番号1の新井 優介氏の選任に対して、反対推奨しているとの情報を入手いたしました。

本議案に関する当社の考え方等は、招集ご通知に記載のとおりですが、改めて当社の見解を補足説明させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. ISSの反対推奨の内容

ISSは本議案における候補者番号1 新井 優介氏の選任について、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)での勤務経験があるために独立性に欠けるとして反対推奨をしております。

2. 当社の見解

当社は以下の事由から、新井氏は独立性に欠ける事実はなく、監査等委員である社外取締役として適格性を有すると判断しております。

(1) 当社の会計監査人と新井氏の勤務期間の重複期間がない。

新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)が当社の会計監査人を務めているのは2018年12月からであり、それ以前は有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人でありました。新井氏は2016年6月に新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)を退所しており、当社の会計監査に関与していません。

(2) 会計監査人との関係性がない。

新井氏が新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)に勤務していた期間において、現在の業務執行社員と同じ部門で業務を行った経歴はございません。

(3) 監査法人を退所後においても取引関係がない。

新井氏が新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)を退所した後において、同監査法人から会計監査業務を受託するなどの取引関係はございません。

上記に加えて、新井氏を監査等員委員である取締役候補者とする際は、当社が設置する指名委員会において、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき審議を経たのち、監査等委員会の同意を得て、取締役会において決議を行っております。

なお、新井氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定する旨を同取引所に届けております。

【ご参考】

<新井 優介氏の略歴>

1998年 4月	有限会社辰巳商事 入社
2004年 1月	サンコーテクノ株式会社 入社
2006年 1月	みすず監査法人（旧中央青山監査法人） 入所
2007年 8月	隆盛監査法人 入所
2008年 12月	新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入所
2016年 7月	東陽監査法人 入所

<新井氏を監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割>

新井氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で法人の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計に関する高度な専門的知識と豊富な経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任議案を上程いたしました。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
株式会社 SHIFT IR 室
メール：ir_info@shiftinc.jp